

金融商品の販売における勧誘方針

有限会社オイカワ（以下、「当社」といいます。）は金融商品の販売にあたり、「金融商品の販売等に関する法律」、その他関係法令、諸規則を遵守し、以下の方針に則り勧誘を行ってまいります。

1. お客様への勧誘の基本姿勢について

- （1）当社は、お客様の金融商品に関する知識、投資経験、財産の状況および金融商品である信託受益権のご売却・ご購入の契約を締結する目的に照らし、適切な勧誘を行うよう努めます。
- （2）当社は、お客様ご自身に適切な投資判断を行って頂くため、不確実な事項について断定的な判断や事実と異なる情報の提供などによりお客様の誤解を招くことのないよう、商品内容やリスク等について適切な助言・説明に努めます。

2. お客様への勧誘の方法および時間帯などについて

- （1）当社は、金融商品取引法、その他の法令、諸規則などに則った適正な勧誘を行います。
- （2）当社は、お客様のご迷惑とならないよう、勧誘・アドバイスをを行う時間帯や場所、方法について十分に配慮致します。

3. その他勧誘の適正の確保について

- （1）当社は、お客様に適正な勧誘・アドバイスをを行うため、知識技能の習得や研鑽に努めます。
- （2）当社は、お客様からの苦情やお問い合わせにつきましては、誠実に対応し、改善に努めてまいります。なお、当社は、苦情処理・紛争解決措置として、認定投資者保護団体「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することにより苦情及び紛争の解決を図ります。

※当社が加入している一般社団法人第二種金融商品取引業協会は、同センターに対して苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を行っております。

FINMACのご連絡先：0120-64-5005

月曜日～金曜日の 9:00～17:00（祝祭日、年末年始を除く）

取り扱う金融商品の種類・業務内容

不動産信託受益権の売買の媒介
不動産信託受益権の私募の取扱い

有限会社オイカワ
代表取締役 笈川孝経